



(参考)

議会の議決に付すべき契約に関する条例(抄)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。